平成27年5月28日総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問の概要

基幹統計調査である「経済産業省生産動態統計調査」(以下「本調査」という。)の 平成28年1月以降の実施に当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項の規 定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更について、承認の適否を判断 するに当たり、意見を求める。

1 変更の概要

調査計画において、調査対象の範囲、集計事項等を以下のとおり変更する。

(1)調査対象の範囲

ア 調査票「紙おむつ月報」の新設

紙おむつを生産する全ての事業所を対象とした調査票「紙おむつ月報」を新設する。

【説明】

近年、急速な高齢化を背景とした大人用紙おむつの需要やアジアを中心とした 新興国における日本製の乳幼児用紙おむつの需要が高まる中、その年間出荷額が 経常的に2,000億円程度であることが判明した。

これは、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」(平成25年6月経済産業省大臣官房調査統計グループ。以下「統一基準」という。)で定めた「年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。」に該当している。これを踏まえ、行政ニーズ等も勘案し、紙おむつを調査品目として採用するものである。

イ 調査品目の削除

調査票「有機薬品及び写真感光材料月報」の調査品目のうち、無水酢酸、トリクロルエチレン及びメラミンを削除する。

【説明】

現在、当該3品目の年間出荷額はそれぞれ100億円前後を推移しているものの、これらを生産する事業所が3事業所未満のため、調査結果について秘匿措置が採られており、この状況が数年間続いている。これは、統一基準における見直し基準にある「年間出荷額が100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目から削除を検討する。」に該当している。これを踏まえ、調査品目から削除するものである。

- (参考) 経済産業省生産動態統計調査における統一基準(平成 25 年6月経済産業省大臣官房 調査統計グループ)(抄)
 - 1. 調査欄及び調査項目
 - (1) 製品欄
 - ③ 調査品目
 - i 年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。(略)
 - ii 年間出荷額が100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、 類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を 検討する。
 - iii 年間出荷額が 1,000 億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品は品目として採用する。

(2)集計事項

集計事項について、調査計画に集計表様式の全てを個別に付す形式から、集計事項の一覧表を付す形式に変更する。

【説明】

本調査は、約190種類に及ぶ膨大な集計表様式があるが、調査計画に集計表様式を全て付す従前の形式では、集計内容の一覧性がなかった。

今回、本調査における集計事項について、横断的な把握を容易にするため、集計事項の一覧表を付す形式に変更するものである。

(3) その他

経済産業省直轄調査分の調査票提出部数について、調査票「機械器具月報」のみ 二部としていたものを、一部に変更する。

2 審議すべき重点事項

(1)調査対象の範囲の変更について

今回、調査対象の範囲を変更し、追加・削除する調査品目について、その生産動向等の背景事情を整理するとともに、追加する品目については、報告者における調査票の記入の可否も含め、検討する必要がある。

(2)集計事項の変更について

今回の変更内容が適当なものとなっているかについて、検討する必要がある。

(3)統計委員会諮問第51号の答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第51号の答申(平成25年7月26日付け府統委第94号)において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

ア 裾切り基準の検討

現在、経済産業省生産動態統計調査で行われている「裾切り」について、次回 以降の対象範囲の見直しに当たっては、その項目に占める割合の大きい事業所を 調査対象として漏らさないようにするため、例えば従業員数だけでなく、生産額 や出荷額、母集団の大きさ等、重要と考えられる項目についても考慮する仕組み の導入を検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、鉱工業指数、産業連関表及び国民経済計算で使われていることを踏まえ、小規模対象事業所の分析を担保できるようにするために、例えば対象事業所数が少ない品目については、裾切り対象にしない、あるいは下限を設定することなどについて、利用者側である加工統計作成者の意見も聴いた上で、検討する必要がある。

イ 一部調査品目等の一般統計調査への移行

「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」を基幹統計調査から一般 統計調査へ移行するに当たっては、既存の移行状況等を踏まえ、慎重に検討する とともに、そのまま形式的に移行するのではなく、報告者の負担軽減に十分配慮 する必要がある。

経済産業省生産動態統計調査の概要

調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ること。

調査の概要

調査範囲

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目(約1600品目。以下「調査品目」という。)を生産(加工を含む。)する事業所
- ② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所又は上記 ①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定め るもの

報告事項

- 製品(生産、受入、消費、出荷及び在庫)
- ② 原材料 (消費及び在庫)
- ③ 労務(月末従事者数)
- ④ 生産能力、設備(生産能力及び月末設備台数)

※月報(調査票):108月報(調査品目の種類ごとに108の区分に整理)(平成27年調査時点)

期日

毎月末日現在

調査組織

経済産業省 一 都道府県 一 統計調査員 一 報告者

経済産業省 — 経済産業局 — 統計調査員 — 報告者 郵送・オンライン —

経済産業省 — 郵送・オンライン 報告者

※調査の方法:調査員、郵送又はオンラインにより調査

結果の公表

速報:調査月の翌月末

確報:調査月の翌々月中旬 年報:調査月の翌年6月

※公表方法:調査結果を取りまとめ、印刷物及び経済産業省のホームページで公表

経済産業省生産動態統計調査の主な変更内容

調査票の新設

紙おむつを生産する全ての事業所を対象とした調査票「紙おむつ月報」を新設する。

【背景事情】

- 急速な高齢化を背景に、大人用紙おむつの国内需要が増加
- アジアを中心とした新興国において、日本製の乳幼児用紙おむつの需要が増加
- 大人用紙おむつと乳幼児用紙おむつを合わせ、約2,000億円以上の年間出荷額 (平成24年工業統計調査結果)



「経済産業省生産動態統計調査における統一基準 lの1. (1)③ iii に該当

紙おむつ月報

<調査の範囲>

全数

<調査組織> 経済産業省 ⇔ 報告者

<調査品目>

大人用5品目、乳幼児用2品目



平成28年調査から 調査票新設

調査品目の変更

調査票「有機薬品及び写真感光材料月報」の調査品目のうち、無水酢酸、トリクロルエチレン及びメラミンを削除する。

【背景事情】

● 当該3品目を生産する事業所が3事業所未満であり、近年、結果について秘匿措置



「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」の1. (1)③ ii に該当

有機薬品及び写真感光材料月報

<調査品目> 無水酢酸 トリクロルエチレン メラミン

ほか9品目



平成28年調査から 3品目削除

(参考)経済産業省生産動態統計調査における統一基準(平成25年6月経済産業省大臣官房調査統計グループ)(抄)

- 1. 調査欄及び調査項目
- (1) 製品欄
 - ③ 調査品目
 - i 年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。(略)
 - ii 年間出荷額が100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。
 - iii 年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能 なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品は品目として採用する。

経済産業省生産動態統計の利用事例

国や地方公共団体での利用事例

1 景気判断·産業活動分析関連

◆ 鉱工業生産指数 (IIP) の基礎データ (経済産業省)

「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するための基礎データとして利用

◆ 四半期別GDP速報(QE)の基礎データ(内閣府)

国民経済計算(SNA)の「四半期別GDP速報(QE)」を作成するための基礎データ(製造業部門推計)として利用

◆ 産業連関表(IO表)の基礎データ

「産業連関表(基本表、延長表)」を作成するための基礎データとして利用

2 産業振興対策等関連

◆ 地域の産業施策や地域振興施策などのための基礎データ

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)や雇用調整助成金対象の業況や、所管業界の業況、景気動向及び設備動向等を把握するための基礎データとして利用

鉱物、製造業における個別産業の実態を把握し、不況対策、産業振興、地域振興、安定供給を確保するためなどの企画立案や需給動向見通し作成の基礎データとして利用

◆ 環境・リサイクル、災害復興対策の基礎データ

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品や、災害発生時(台風、地震など)における災害復旧物資の緊急出荷資材等を把握するための基礎データとして利用

民間分野での利用事例

◆ 業界団体

当該業界の業況把握、景気判断、需要予測などの基礎資料として利用

◆ 民間企業

原材料調達及び需要先業界の動向を知る上での基礎資料として、また、生産・販売計画作成などの経営判断や業況判断を行う際の基礎資料として、 さらには自社製品のシェアを知る上での基礎資料などとして利用

◆ 金融機関・大学・マスコミ・民間経済研究所など

国単位あるいは地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、業種動向分析、需要予測などを行う際の基礎資料として利用

「諮問第51号の答申 経済産業省生産動態統計調査の変更について」(平成25年7月26日付け府統委第94号) における今後の課題

3 今後の課題

(1) 現在、経済産業省生産動態統計調査で行われている「裾切り」について、次回以降の対象範囲の見直しに当たっては、その項目に占める割合の大きい事業所を調査対象として漏らさないようにするため、例えば従業員数だけでなく、生産額や出荷額、母集団の大きさ等、重要と考えられる項目についても考慮する仕組みの導入を検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、鉱工業指数、産業連関表及び国民経済計算で使われていることを踏まえ、小規模対象事業所の分析を担保できるようにするために、例えば対象事業所数が少ない品目については、裾切り対象にしない、あるいは下限を設定することなどについて、利用者側である加工統計作成者の意見も聴いた上で、検討する必要がある。

(2)「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」を基幹統計調査から一般 統計調査へ移行するに当たっては、既存の移行状況等を踏まえ、慎重に検討す るとともに、そのまま形式的に移行するのではなく、報告者の負担軽減に十分 配慮する必要がある。

経済産業省生産動態統計調査における統一基準

平 成 25年 6月 経済産業省大臣官房 調査統計グループ

1. 調査欄及び調査項目

(1)製品欄

①調査事項

事項については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な、以下の5事項を基本とするが、受注品については生産のみとするなど、調査品目の特性を考慮した調査事項とする。

- •生産
- •受入
- •消費
- •出荷
- 在庫

②内訳項目

生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズが高いものとする。ただしこのうち、調査品目や項目が詳細または多岐にわたっているものについては、一般統計調査への移行について検討する。

また、受入については、海外からの受入が多い品目について、「国内」と「国外」に分けることを原則とする。

③調査品目

調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に 基づいて、以下の方針で整理することとする。

なお、以下でいう「商品」は、工業統計調査用商品分類の商品であり、「品目」は、経済 産業省生産動態統計調査の品目を指している。

i 年間出荷額が 100 億円未満の商品は対象外とする。(工業統計調査商品分類と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額(生産金額の無い品目については販売金額)で評価する。)

ただし、同一工場内での消費数量が多い銑鉄、粗鋼、エチレンなどの商品(品目)については、その消費した金額を算出し年間出荷額に加える(以下同じ。)。

なお、年間出荷額が 100 億円未満の商品であっても、他に 100 億円を超える類似商品がある場合や類似した複数の商品を統合して 100 億円を超える場合は、統合した商品を品目として採用することとする。

また、年間出荷額が 100 億円以上であっても急激な生産縮小が見られる商品については、品目としての統合又は削除を検討する。

- ii 年間出荷額が 100 億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。
- iii 年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品は品目として採用する。

iv 技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。

また、日本標準産業分類の変更に対応した見直しも行うこととする。

(2)原材料欄

原材料欄については、古紙など環境・リサイクル上業種横断的に使用される品目及び政 策上特段の必要性が認められる品目について調査する。

(3) 労務欄

「従事者数」については、調査対象の調査範囲を確定するため継続することとし、部門区分については、記入者負担の軽減の観点から統合を検討する。

(4)生産能力·設備欄

生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。

なお、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種別代表率が低い(生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない)業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする。

調査単位については、より実態を表す単位を採用する(設備調査から能力調査への切り替えも推進する)。

2. 対象範囲

調査対象が多く、調査効率が低下している調査については、記入者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し対象範囲の見直しを行うこととする。

3. 調査票

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。

また、動向把握の必要性が低くなった調査票(例えば、鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票等)については、廃止を検討する。

4. 調査組織

調査業務の効率化の観点から、「調査組織」の見直しを行う。